

大月市

農業委員会だより

No. 18



発刊によせて

大月市農業委員会 会長 宮吹 寛也
みやぶき じつや

日頃より、農業委員会の活動にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

いま、日本の農業は大きな転換期を迎えています。

平成27年10月5日、T P P（環太平洋連携協定）の大筋合意や農業委員会法、農地法の改正法案が、8月28日に成立し、本年4月1日より施行されます。

農業委員会法の主な改正内容は、農業委員の選出方法の見直しや農地利用最適化推進委員の新設などです。農地中間管理機構との連携のもと、農業委員と推進委員が一体となって農地利用の最適化に全力を挙げることが、農業委員が果たすべき最大の使命となり、昭和26年に発足した農業委員会組織・制度は大転換を迎えることとなりました。

本市の農業は、山間地で平地がわずかな農作業困難地域が多く、ほとんどが兼業農家です。そんな厳しい環境の中、これまで農地を守ってきた先人の苦勞は、並大抵でなかったことが推察されます。しかし、かつての田園風景は、いまや麓まで山林化や原野化が進んでいる現実があります。

兼業農家体制で維持してきた農業が、価値観やライフスタイルの多様化と共に、新たな課題が山積し、分けても担い手の問題は深刻です。

これらの問題に対し農業委員会として状況を見極めながら、生産力の発展および経営の合理化を図り、農業者の地位向上に努めていきます。

本市のこれまでの農業の発展があるのは、農家の皆様による不断の努力の賜物です。

さらなる農業振興のため、これからも農業委員会へのご支援ご協力をお願い申し上げます。

ここが変わる！

農業委員、農地制度

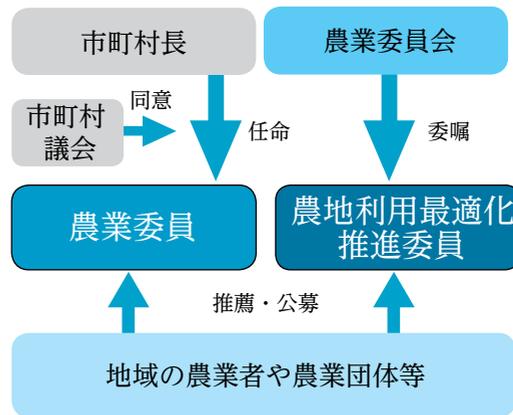
今回の法改正により農業委員会、都道府県農業会議、全国農業会議所は、農地等の利用の最適化の推進に関する施策の改善について具体的な意見を提出することになりました。これは計画・実行・点検・改善の視点から農地等の利用の最適化の推進にあたる農業委員会等として、施策のさらなる改善、提案を行う考え方に基づいていて、関係行政機関は提出された意見を考慮しなければならぬことになりました。

農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に取り組む体制を強化するため、農地利用最適化推進委員を委嘱します。ただし、すでに農地利用の効率化・高度化が相当程度進んでいるなどの、政令で定める基準に該当する場合は除きます。

農業委員会は、区域ごとに農業者等から推進委員の候補者の推薦を求め、希望者を募集し、その結果を公表、尊重します。



農業委員、農地利用最適化推進委員の選任のイメージ



農業委員の選出方法変更

- ①公選制から任命制に
農業委員の選出方法は、公職選挙法に基づくものから市町村長が議会の同意を得て任命する方法に変更されます。
- ②認定農業者を過半に
区域内に認定農業者が少ない場合などを除いて、農業委員の過半は認定農業者であることが求められます。
- ③女性や青年の登用を
農業委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないよう配慮することが求められ、女性や青年の登用に向けた機運を高めることが急務となります。

※改正法の公布(平成27年9月)後は、現行制度に基づく選挙の告示は行われません。また、改正法の施行は平成28年4月からで、施行時に在任している農業委員は任期満了まで引き継いで農業委員として職務を行います。

平成27年度山梨県農政推進農業委員大会

昨年11月17日(火)、「かいてらす・山梨県地場産業センター」において平成27年度山梨県農政推進農業委員大会が開催され、大月市から6名の農業委員が参加しました。

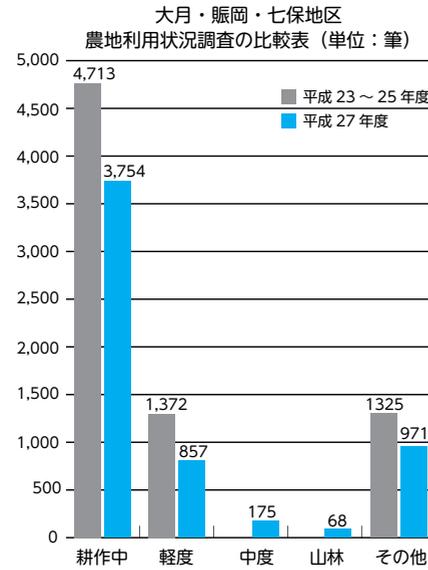
また、大会終了後、日本戦略情報研究所長の林文隆氏による「経済・社会のトレンドを読む」本日は恐ろしいTPP」と題した講演がありました。

平成27年度 地区別農業委員等研修会

昨年11月13日(金)、都留市「うぐいすホール・小ホール」において地区別農業委員会等研修会で「農地利用最適化推進委員の新設、改正農業委員会法のポイントと農業委員会の活動、改正法施行に向けた準備と経過措置」の3つのテーマについて研修が行われました。

昨今の農業情勢が著しく転換する状況に各農業委員も気を引き締めた様子でした。

大月・賑岡・七保地区農地の利用状況調査を実施



この調査は、農地法第30条で定められていて、毎年1回その区域内にある農地の利用状況についての調査を行わなければならないという規定に基づいて実施されるものです。耕作放棄地を掌握し、農業上の利用増進を図る上で必要な指導をするために行われています。

平成27年は10月から11月にかけて大月・賑岡・七保地区の農地利用状況調査を実施しました。同地区担当の農業委員が、農政協力委員の協力を得て、農地の耕作状況のレベル判定を調査しました。その結果、平成23年から平成25年調査時には耕作中であった農地が4,713筆ありましたが、今回の調査では3,754筆に減っていることがわかりました。また耕作放棄軽度であった農地が耕作放棄中および山林などに移行している状況を確認しました。

農業従事者の高齢化に伴う担い手の減少や、経営規模縮小等が主な要因と考えられます。大月市の人口も減少傾向にあることからさらなる対策を打つことが必要となります。

農地の権利移動や転用を行う場合は、農業委員会、または県知事の許可が必要です

転用許可を受けずに、勝手に転用することは法律で禁止されています。

農地法第3条

農地等について、権利の設定、または所有権の移転をするため許可を受けようとする場合には、農地法第3条の許可申請書を農業委員会へ提出

農地法第4条

自己所有の農地を農地以外の用途に転用(駐車場・資材置場・植林等)する場合

農地法第5条

農地等について、その転用(駐車場・資材置場・植林等)のために所有権を移転し、または地上権、永小作権、使用賃借による権利を設定し、もしくは移転する場合

ご不明な点がございましたら大月市農業委員会事務局までお問い合わせください。

詳細は大月市ホームページの農業委員会のページを参照してください。

<http://www.city.otsuki.yamanashi.jp/sangyo/nouringyo/nougyouikai.html>

あなたの地域を担当する農業委員です



いまいずみ とものり
今泉 治通
笹子町白野 351-1
○笹子全域



ひらい たかの
平井 美孝
大月町花咲 172
○花咲（富士見台
含む）



しむら よしまさ
志村 喜光
七保町葛野 749
○葛野・大島



にしむら つねお
西村 恒男
七保町奈良子 441
○奈良子・林・田無瀬

会長職務代理



みやざき しんや
宮咲 寛也
初狩町下初狩 301
○下初狩（藤沢を除く）・側子

会長



おまた あきお
小侯 昭男
富浜町鳥沢 83
○遠山・堀の内・下鳥沢・上鳥沢・駅南寺向・小向



こばやし つねお
小林 恒雄
猿橋町朝日小沢 1042
○伊良原・朝日小沢・小篠



こみやま とつし
小宮山 篤
猿橋町猿橋 1567
○小倉・田中・幡野・小沢



つたき まさひこ
薦木 正彦
七保町瀬戸 52
○瀬戸全域・駒宮・浅川



はぎはら つよし
萩原 剛
猿橋町猿橋 285-4
○殿上・猿橋・四季の丘



あまの ちかみ
天野 千明
賑岡町浅利 70
○浅利・強瀬・岩殿・西奥山



わたなべ きのり
渡邊 克典
大月町真木 3446
○下真木全域



よねやま よしお
米山 義一
賑岡町畑倉 991
○畑倉全域・日影・東奥山



ふるた まさよし
古田 政義
七保町下和田 1401
○下和田



きしもと りょう
久嶋 良元
富浜町鳥沢 6249
○山谷・中野・袴着・大久保・宮谷

※相続などによって、農地の権利を取得したときは、農地のある市町村の農業委員会への届出が必要です。詳しいことは、大月市農業委員会にご相談ください。

※農地に関する悩みなどがありましたら、担当地区の農業委員までお気軽にご相談ください。



こばやし りょういち
小林 良次
初狩町下初狩 1936
○中初狩（藤沢を含む）・神戸・立川原・丸田



わだ ひろし
和田 廣行
大月町真木 3933
○上真木全域・恵能野・間明野・桑西



こみや ふみお
小宮 文男
大月町大月 1217-3
○沢井・大月（1～2丁目）



かない まこと
金井 信
猿橋町藤崎 608
○津成・太田・小田・久保



すずき しゅうじ
鈴木 章司
駒橋1丁目6-1
○御太刀・駒橋・大月3丁目



かじはら まさる
梶原 勝
梁川町綱の上 656
○梁川全域

●発行 大月市農業委員会
●編集 大月市農業委員会だより編集委員会
大月町花咲 1608-19
☎(20) 1836